

善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成28年2月29日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 大平達城

平成27年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

平成27年4月1日から平成27年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象

部局名等	課名等
総務部	秘書課、政策課、総務課、防災管理課
市民生活部	市民課、税務課、人権課、債権管理課
保健福祉部	保健課、社会福祉課、子ども課、高齢者課
産業振興部	農林課、商工観光課、営業課
都市整備部	土木都市計画課、建築住宅課、上下水道課
委員会等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会

3 監査の期間

平成 28 年 1 月 26 日（火）から平成 28 年 2 月 9 日（火）まで

4 監査の方法

定期監査であることから、財務に関する事務の執行について、その合法性・正確性のほか、経済性・有効性等行政監査的な観点からも監査を行った。

すなわち、

- (1) 予算の執行状況の計画性・効率性
- (2) 法律あるいは条例等との適合性
- (3) 事務・事業実施における経済性・効率性

等について、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を適宜行うなど通常実施すべき監査手続きにより実施した。

また、個々の出納については、例月の出納検査において実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係諸帳簿、証拠書類等との照合等により監査したところ、財務会計上は全般的に概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、その都度、関係各課に注意を行っており、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通事項

(総務課、土木都市計画課、商工観光課、上下水道課)

土地の賃貸借長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項をもうけることができないことになっている。次回の契約時には賃借料の見直しも含めて、相手方と協議し、契約を締結されたい。

個別的事

(総務課)

1. 火災訓練等における消火栓の操法訓練について

庁舎における火災訓練及び消火栓の操法訓練が十分になされていない。かかる訓練時には、消防署の協力を得ながら消火設備の初期消火に役立つ訓練を実施されたい。

2. 各課かいの火元責任者の設置について

市庁舎管理規則第 19 条では、各課かいの職員から火元責任者を定める規定がある。一方、総務課及び各課かいにおいて、その認識が共有されていない。今後、オープンスペースに配置されている課もあることから、規則の見直しを含めた対応を検討されたい。

3. 職員等の配置の見直しについて

平成 23 年 4 月の機構改革により、契約、広報発行、情報政策業務が総務課所管事務に移管されたことをはじめ、マイナンバー制度の創設による情報システムの再構築、新庁舎建設に係る業務、市有土地の処分及び公有財産台帳の見直し等、総務課においては、年々重要な業務が集中している。こうした課の現状も要因となって、財産管理において業務の不備等が散見される。所管している事務分掌が、より適切に処理できるためにも、非常勤職員の増員を含めた職員等の配置を検討されたい。

4. 市公有財産規則の一部改定について

「市公有財産規則」第 18 条（行政財産の目的外使用）の条項において、第 5 号様式、第 6 号様式の標題、使用期間の限定等を改定するように検討されたい。

（選挙管理委員会事務局）

選挙立会人への報酬について

本市では、投票所における立会人及び開票所における立会人に対して、当日、報酬を渡している。今後、報酬を口座振り込みにすることを検討されたい。

（市民課）

中学生の自転車運転指導について

本市において、交通安全協会、交通指導員並びに丸亀警察署等の方々による小学校、幼稚園等で交通安全指導がなされている。一方、自転車運転に対するマナー向上への取り組みも、各小学校でなされている。このような中、自転車運転の更なるマナー向上のためにも、中学生への指導についても配慮されることを検討されたい。

（子ども課）

子ども・家庭支援センターの行政財産の貸付について

行政財産は、公用財産（市庁舎等）と公共用財産（公園、道路等）に区分される。この公用財産（子ども・家庭支援センター）は、子ども課、市つどいの広場（業務委託）として市の事務及び事業の遂行に使用されている。しかし、1 階の一部分を N P O 法人に 9 年間貸付けているので、契約の終了時には、次の点に配慮して検討されたい。

- ① 行政財産の貸付は、平成 18 年度の地方自治法の改正により、範囲が拡大されている（逐条解説より）。貸付けができる部分は、地方自治法施行令第 169 条の 3（行政財産である庁舎等を貸付けることができる場合）で規定されている市の建物の床面積に市の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると

見込まれる部分以外の部分がある場合である。現況の同センターのNPO法人への貸付けは、同センター開所時から貸出されている。しかし、その後、家庭・児童相談室の移設などがあり、子ども課の事務面積等は窮屈な状況である。今後、貸付期間の完了時には、かかる行政財産の貸出しをする理由は無いと考えられる。

- ② 市は、平成 19 年度から 1 年契約で同じ法人に行政財産（建物の一部）を貸し続けている。同貸付契約の開始当時は、障害児通所デイサービス事業を実施している法人等が市内では無かったことが、その理由の一つと言える。しかし、平成 26 年度において、実利用者が 5 人以上の市内の同サービス事業を行っている事業所は、3 事業所となっている。そこで、西宮市の包括外部監査でも指摘されたことでもあるが、行政財産の一部貸付けを公募するように指摘された事案があるので、本市の行政財産の貸付けについても導入する必要性がある。

（農林課）

1. 農業振興センターの行政財産としての目的外使用について

農業振興センターの一部を、某工事組合が 10 年以上にわたり使用している。このことについて、今後、次の点に配慮して早急に対処されたい。

- ① 行政財産の目的外使用の期間は、短期間の場合に限られている。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の逐条解説により「通常 1 年を原則とし、実情に沿う場合に期間を延長することが適当である。」と規定されている。また、丸亀市等の公有財産規則には「通常 1 年以内」と記載されている。
- ② 某組合が同センターの行政財産を目的外使用している許可申請及び許可書が無い。上下水道課が同センターの行政財産の目的外使用の申請をしている中に含まれて処理されている。いわゆる転貸し使用となっている。

2. 火入れに関する条例の許可について

本条例は、森林及び森林の周囲 1 km の範囲内で火入れの許可申請がいることになっている。一方、市内の森林近傍において火入れと思われる行為がなされている。今後、消防署と連携し、市民に十分な周知のための広報を実施し、許可の事務処理をされたい。

（土木都市計画課）

賃貸借契約書の支払遅延利息について

リース契約書において、支払遅延利息の条項が、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示 991 号）で定める割合と違えた高い利率の記載がされていた。今後は、このような語句を記載するよう検討されたい。

（商工観光課）

市の借地における第三者への貸与について

市が民間から土地を借用し、市の出資団体「榎まんでがん」へ貸与している契約に

不備がみられるので早急に改善されたい。

(上下水道課)

1. 検針事務契約書の自動更新について

地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができない。次回の契約時には相手方と協議し、自動更新条項を設けない契約を締結されたい。

2. 賃貸借契約書の支払遅延利息について

リース契約において、支払遅延利息の条項が、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示 991 号）で定める割合と離れた高い利率の記載がされていた。今後は、このような語句を記載するよう検討されたい。

3. 運転管理業務契約書について

浄水場の運転管理については、平成 23 年度から民間委託をしている。平成 26 年度からの契約は、5 年間の長期継続契約で契約料が 2 億円を越す額となっている。前回は、3 年間の長期継続契約で契約料も 1 億円未満であった。「善通寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」では、「工事又は製造の請負では、予定価格 1 億 5 千万円以上の契約は議会の議決がある。」と規定されている。本契約は、これに抵触しないものの高額な金額となっているので、今後は、3 年契約とするなど、あまり高額な長期継続契約にならないよう検討されたい。

(会計課)

職員等の配置の見直しについて

会計課は、審査係と会計係を非常勤職員 2 人を含めた 4 人体制で業務を行っている。近隣の市の会計課に比して、本市は正規職員数が少ない。会計事務の重責さ、正確さを期する意味において、各係に 1 人の正規職員の配置は必要と考えられる。今後、職員等の配置換えについて検討されたい。